

日常生活自立支援事業

町内にお住まい、または施設や病院に入所・入院している、高齢者、障害者などで、契約などの判断をすることが不安な方、金銭の管理に困っている方などをお手伝いするものです。

実施主体である県社会福祉協議会の委託を受け、町社会福祉協議会で実施しております。

1. サービスの種類

① 福祉サービスの利用援助

福祉サービスが安心してご利用できるようにお手伝いします。

- ・さまざまな福祉サービスの利用に関する情報のご提供、相談
- ・福祉サービスの利用における申し込み、契約の代行・代理など
- ・福祉サービスの利用料金の支払い代行
- ・福祉サービスの苦情を解決するための手続き

② 日常的金銭管理サービス

毎日の生活に必要な金銭の出し入れをお手伝いします。

- ・年金及び福祉手当の受領に必要な手続き
- ・病院への医療費支払いの手続き
- ・税金や社会保険料、電気、ガス、水道等の公共料金のお支払いの手続き
- ・日用品購入の代金支払いの手続き
- ・預貯金の出し入れ、または預金の解約などの手続き

③ 書類等預かりサービス

大切な印鑑や通帳などを安全な場所でお預かりします。

保管できる証書類（例） ・年金証書、預貯金通帳、証書（保険証書、不動産権利証書、契約書など）
実印、銀行印、その他適当と認められる書類など（カード含む）

* なお、宝石、絵画、骨董品、貴金属類は、お預かりできません。

2. サービスの利用手続き

【サービス提供までの流れ】

① まず社会福祉協議会にご連絡ください

- ・ご本人以外でも、ご家族など身近な方、行政の窓口、民生委員などを通じてのお問合せにも対応いたします。

② 担当者がご自宅などへ伺います。

- ・専門的な知識のある担当職員が、ご自宅等を訪問し相談にのります。
- ・ご相談にあたってはプライバシーを配慮し、秘密は必ず守りますのでお気軽にご相談ください。

③ 利用希望者の意向を確認しながら、支援計画を作ります。

- ・サービスを利用したいけれど、どうしたらよいかよくわからないなど、お困りのこと、ご希望をお伺いします。
- ・意思確認のあとで、契約内容・支援計画をご提案します。

※その後、契約締結審査会において、本事業に対象者の要件が該当するか、また契約 内容が適切であるか否かについて判断を行います。

④ 要件が該当となる場合は、ご利用契約を結び、サービスが開始されます。

- ・納得いただければ、利用される方と社会福祉協議会とが利用契約を結びます。
- ・支援計画に沿って担当職員がサービスを提供します。

3. 利用対象者

- ・町内に居住、または、病院や施設に入所している方
- ・認知症高齢者、知的障害者、精神障害者、などで判断能力が不十分な方
- ・身体障害者や、65 歳以上の高齢者など

※ご本人にサービス利用の意思があり、契約内容がある程度理解できることが前提となります。

4. 利用料

- ・ご相談や支援計画の作成にかかる費用は無料です。
- ・サービスの利用料金は、次のとおりになっています。

くぶん 区分		りようりょう ほうもん かい 利用料（訪問1回）
せいかつ ほ ご じゅきゅうしゃ 生活保護受給者	し え ん け い か く かいすうない 支援計画回数内	えん 0円
	し え ん け い か く かいすうがい 支援計画回数外	えん 1,250円
じゅうみんぜいひ か ぜいしゃ 住民税非課税者		えん 1,250円
じゅうみんぜいか ぜいしゃ 住民税課税者	しよとく まんえんみ まん (所得280万円未満)	えん 1,560円
じゅうみんぜいか ぜいしゃ 住民税課税者	しよとく まんえんいじょう (所得280万円以上)	えん 1,875円
じゅうみんぜいか ぜいしゃ 住民税課税者	しよとく まんえんいじょう (所得340万円以上)	えん 2,500円

【ご相談・お問合せ】

社会福祉法人 松田町社会福祉協議会

〒258-0003 松田町松田惣領17-2

TEL 0465-82-0294

FAX 0465-82-9241